

鳥取県県土整備部「週休2日モデル工事」試行実施要領

1 趣旨

建設産業において、就業者の高齢化と担い手不足が進行する中、将来にわたり安定的に社会資本を整備及び維持していくためには、若手技術者等の確保・育成が重要な課題となっており、対応策の一つとして、週休2日の確保による建設現場の就労環境の改善が求められている。

本要領は、地域建設業における週休2日の確保に向けた課題を把握するとともに、就労環境の改善に向けた意識の向上を図るために鳥取県県土整備部が試行する「週休2日モデル工事」（以下「モデル工事」という。）の実施に当たり必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

- (1) モデル工事の対象は全ての工事を対象とする。ただし、発注者がモデル工事として相応しくないと判断したものは対象としない。
- (2) 発注者は、モデル工事の実施に当たって、「週休2日モデル選択可能工事」である旨を現場説明書に明示し、受注者の希望（受注者希望型）によりモデル工事の対象とする。
- (3) 発注者は、土曜日及び日曜日、国民の祝日並びに年末年始及び夏季休暇を現場閉所（以下「休工期」という。）とすることを前提とした標準工期算定式（別紙1）を確保した工期設定とすること。
- (4) モデル工事の対象期間は、実工期全体（準備後片付け期間、年末年始及び夏季休暇を含む）の工期末の20日前までとし、余裕期間は対象外とする。
- (5) 受注者はモデル工事を選択する場合、工事着手日（工事看板の設置、現場事務所の設置等現場作業を開始する日）までに発注者に協議すること。
- (6) 受注者はモデル工事の対象期間において、週休2日相当の現場閉所（4週8休）を行うこと。（1ヶ月単位でなくても、実工期全体で週休2日相当の現場閉所を行っていればよい。）
- (7) 受注者は、工事に着手するまでに、上記の条件を満たす工事工程表を作成し、施工計画書において発注者に提出し、発注者と共有すること。
- (8) 受注者は、下請企業を含む現場の労働者等に対して、休工期においては休日又は休暇（以下「休日等」という。）を取得し、事務作業や他現場での作業を行わないよう指導するものとする。
- (9) 受注者は、工事現場にモデル工事であることを記載したPR看板を設置するものとする。
- (10) 受注者は、工事途中にモデル工事を実施することが困難となった場合は速やかに

発注者に協議すること。

- (1 1) 受発注者双方は、工事途中に条件変更等に伴う工期延伸を要する場合は速やかに工期延伸の協議を行い、受注者は見直し工事工程表を作成し発注者と共有すること。

3 実施確認

- (1) 受注者は、2の(7)の工事工程表に基づき、別紙2を参考とし、休工と現場の労働者等の休日等の取得計画が確認できる休日等取得計画書（以下「計画書」という。）を作成し、発注者に提出するものとする。
- (2) 計画書は、月単位を原則とし、初回の提出は工事に着手するまでとし、それ以降の提出は、翌月の作業開始前までとする。
- (3) 受注者は、別紙3を参考とし、発注者に提出した計画書に基づく休日等の取得の実績が確認できる休日等取得実績書（以下「実績書」という。）を作成し、翌月1日から7日以内（休工日を除く。）に発注者へ提出するものとする。
- (4) 受注者は、工事完成までに対象期間全体の実績書を作成し、工期末の14日前までに提出すること。

4 積算方法等

週休2日モデル工事に必要な条件を満たした場合、発注者は精算時に別紙4に基づき間接工事費の補正を行うものとする。必要な条件とは、累積休工日達成率で判断するものとする。（別紙4「週休2日モデル工事の間接工事費の補正について」参照。）

5 アンケート調査等の実施

- (1) 受注者は、工事が完成した日から10日以内（休工日を除く。）に別に定めるアンケート調査（受注者用）に回答し、監督員に提出するものとする。
- (2) 監督員は、アンケート調査（発注者用）に回答し、受注者から提出されたアンケート調査の回答と併せて速やかに技術企画課技術調査担当に提出するものとする。
- (3) 受注者は、工事期間中に技術企画課が実施する聞き取り調査に協力すること。なお、聞き取り調査は、下請業者も対象とする。

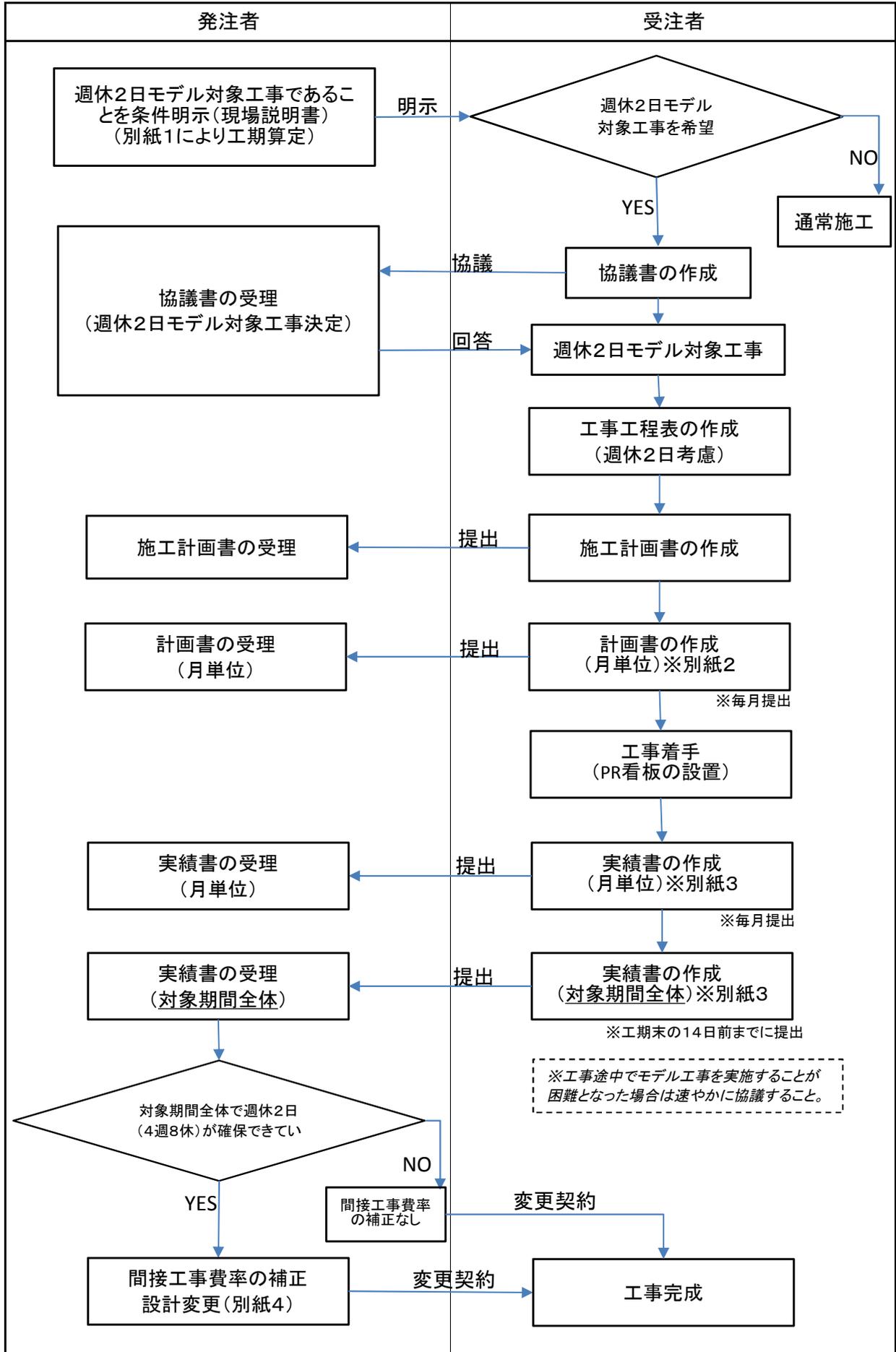
6 その他

モデル工事において計画書どおりに休日等の確保が出来なかった場合も、工事成績の減点等（ペナルティ）は行わない。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

週休2日モデル対象工事 事務手続きフロー



週休2日モデル対象工事であることを条件明示(現場説明書)
(別紙1により工期算定)

明示

週休2日モデル
対象工事を希望

NO

通常施工

YES

協議書の受理
(週休2日モデル対象工事決定)

協議

協議書の作成

回答

週休2日モデル対象工事

工事工程表の作成
(週休2日考慮)

施工計画書の受理

提出

施工計画書の作成

計画書の受理
(月単位)

提出

計画書の作成
(月単位)※別紙2

※毎月提出

工事着手
(PR看板の設置)

実績書の受理
(月単位)

提出

実績書の作成
(月単位)※別紙3

※毎月提出

実績書の受理
(対象期間全体)

提出

実績書の作成
(対象期間全体)※別紙3

※工期末の14日前までに提出

※工事途中でモデル工事を実施することが
困難となった場合は速やかに協議すること。

対象期間全体で週休2日
(4週8休)が確保できてい

NO

YES

間接工事費率の補正なし

変更契約

間接工事費率の補正
設計変更(別紙4)

変更契約

工事完成

標準工期算定式

$$T = A \times P^b$$

T : 工期
 P : 直接工事費
 A, b : 係数（下表による）

工種	A	b
河川工事	7.1	0.1952
河川・道路構造物工事	2.8	0.2546
海岸工事	4.0	0.2272
港湾・漁港工事	4.0	0.2272
道路改良工事	2.9	0.2503
鋼橋架設工事	5.4	0.2281
PC橋工事	4.9	0.2282
舗装工事	9.9	0.1753
砂防・地すべり等工事	4.6	0.2263
道路維持工事	19.9	0.1422
河川維持工事	20.1	0.1436
下水道1工事	0.2	0.4044
下水道2工事	1.5	0.2817
下水道3工事	1.5	0.2934

（注意）

1. 上記、標準工期算定式によりがたい場合は、必要工期を積み上げて算定すること。
積上工期には、準備、後片付け期間、不稼働日等加算すること。
2. 「橋梁保全工事」は、「河川・道路構造物工事」の算定式を準用すること。

週休 2 日モデル工事の間接工事費の補正について

1. 間接工事費の補正方法

受注者が週休 2 日の休工を実施できた場合は、精算時に間接工事費率に、それぞれ下記の補正係数を乗じるものとする。

【共通仮設費】 1. 0 2

【現場管理費】 1. 0 4

※算定例（補正後共通仮設費率）

8. 2 5（共通仮設費率）× 1. 0 2（補正係数）＝ 8. 4 2（少数第三位四捨五入）

2. 週休 2 日の休工日の考え方

週休 2 日の休工日は累計休工日達成率で判断するものとし、累計休工日達成率が 100% 以上の場合は、週休 2 日の休工を実施したものとする。

なお、累計休工日達成率は「実績休工日の累計日数」／「計画休工日の累計日数」とし、対象期間は実工期全体（準備後片付け期間、年末年始及び夏季休暇を含む）の工期末 20 日前までとする。

3. 対象期間の考え方

【事例】工期（余裕期間除く）が 9 / 1 ～ 翌 2 / 2 8 迄の工事の場合

